



納付は便利な口座振替で

国民年金保険料を納めよう

日本に住む20歳以上60歳未満の人は必ず国民年金に加入し、本人や世帯主は連帯して国民年金保険料を納める義務があると定められています。

保険料は日本年金機構が発行する納付書により、金融機関の窓口やコンビニエンスストアで納めることができますが、口座振替でも納付が可能です。

口座振替納付の利用により、金融機関などに行く手間や時間が省け、自動引き落としで納め忘れの心配がありません。また、まとめて前払い(前納)すると、保険料が割引されます。

口座振替の申し込み

口座振替を希望する金融機関、八代年金事務所、または役場・宮原振興局にて、『国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書』をご提出ください。その際に、「通帳」と「お届け印」をご持参ください。

国民年金保険料前納割引制度

口座振替の振替方法は、次の5種類です。

- 2年前納
- 1年前納
- 6カ月前納
- 当月末振替(早割)

保険料の納付が困難なとき

病気や失業などにより経済的な理由で保険料の納付がどうしても難しい時には、保険料の免除制度があります。また、学生の場合は「学生納付特例制度」の対象となる場合があります。

保険料の口座振替や免除制度について、詳しくはお問い合わせください。

町民環境課 町民環境係  
 ☎52・5851(直通)  
 八代年金事務所 国民年金課  
 ☎35・6143

【国民年金保険料振替方法別納付・割引額(金額は平成28年度)】

振替方法	1回あたりの納付額	割引額	2年分に換算した割引額	振替日
2年前納	377,310円	15,690円	15,690円	4月30日
1年前納	191,030円	4,090円	8,180円	4月30日
6カ月前納	96,450円	1,110円	4,440円	4月30日 10月31日
当月末振替(早割)	16,210円	50円	1,200円	毎月月末
翌月末振替	16,260円	なし	なし	翌月末

※振替日が休日の場合は、翌営業日に振替されます。  
 ※平成29年度の保険料額は、平成29年2月下旬に告示される予定です

不審な電話や訪問にご注意ください

「社会保険庁」や「社会保険事務所」、「日本年金機構」や「年金事務所」もしくは「厚生労働省」などの職員と称して、現金を詐取したり、金融機関の口座番号を聞き出したりするなどの不審な電話や訪問があったとのお問い合わせが寄せられています。**日本年金機構の職員および委託事業者(熊本県は『キャリアリンク株式会社』)が訪問する際には、必ず写真付身分証明書を携行し、提示します。**

怪しいと感じたら、お近くの年金事務所または警察へご相談ください。



忘れずに申告を

償却資産(固定資産税)申告について

固定資産税は毎年1月1日に、土地・家屋・償却資産(総称して「固定資産」)を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定された税額を、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

償却資産とは、事業で用いる資産(構築物、機械、器具、備品など)のことをいいます。償却資産の所有者は、資産の所在する市町村に毎年申告をしなければなりません。

課税対象

次の要件を備えるもの

- ①土地・家屋以外の事業に利用することができる資産
- ②鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産でないこと
- ③減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金あるいは、必要な経費として算入できるもの(耐用年数1年未満またはその取得価格が10万円未満で一時に損金に算入するものおよび20万円未満で一括して3年間で償却を行うものを除く)
- ④自動車税や軽自動車税の対象である車両などでないこと。

主な業種の償却資産の例

<p><b>農業</b></p> <p>ビニールハウス、加温機、ヒートポンプ、家畜用設備、サイロ、畦畔コンクリート、農業散布用ヘリコプター、器具、その他農業用機械など                  ※トラクターやコンバインなどの小型特殊自動車に該当するものは対象外</p> 	<p><b>理・美容業</b></p> <p>看板、洗面設備、理・美容椅子、消毒殺菌器、ドライヤー、赤外線灯、湯沸器、はさみ、パーマ器、サインポールなど</p> 
<p><b>飲食業</b></p> <p>借用店舗の内部造作、カウンター、テーブル、椅子、レジスター、看板、冷凍冷蔵庫、厨房設備、自動販売機、ネオン、サイン、カラオケなど</p> 	<p><b>不動産貸付業</b></p> <p>門扉、塀、緑化施設などの外構工事、駐車場舗装、受変電設備、中央監視制御装置、外灯など</p> 

太陽光発電設備

家屋の屋根や遊休地などに設置された業務用の太陽光発電設備は、余剰発電・全量売電を問わず、固定資産(償却資産)の申告対象となります。

設置者	10 kw以上	10 kw未満
個人(住宅用)	事業用資産となり申告対象	住宅用設備となり申告対象外
個人(事業用) 法人設置	事業用資産となり申告対象	

※10kw以上の太陽光発電設備は、すべて事業用とみなされ、申告対象となります。※事業用と住宅用の双方に利用されている場合は、利用割合に関わらず発電設備のすべてが申告対象となります。

償却資産の評価

償却資産の評価は、取得価格を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価します。減価償却の方法は定率法で、算式は次のとおりです。

税額の算定

①前年中に取得された償却資産の評価  
 取得価額 × (1 - 減価率) / 2  
 ②前年に取得された償却資産の評価  
 ※求めた額が(取得価額 × 5 / 100)より小さい場合は、取得価額の5%を価格とします。

税額の算定

町で把握している事業者は、12月下旬に申告書を送付します。平成28年中に新規に事業を開始された人は、本年中に取得された償却資産の全てを申告する必要があります。

【お問い合わせ先】 税務課 資産税係 ☎52-5853(直通)